

質疑書に対する回答

令和3年10月21日
京都府流域下水道事務所

業務委託番号	流3上流第13号の1
業務委託名	木津川上流流域下水道木津川上流浄化センター運転管理業務委託
業務場所	木津川上流浄化センター他
[質問事項]	[回答]
<p>技術提案</p> <p>感染症に対する危機マネジメントについて</p> <ul style="list-style-type: none">・政府広報においても感染症対策の有力な方法としてテレワークが挙げられています。要求水準書「別紙4 作業時間」で業務期間を掲載されていますが、要求水準の遵守を条件に当浄化センター外での、テレワークを業務期間に含めると解釈してよろしいでしょうか。・また、テレワーク業務時の条件（データの持ち出しやネット利用等における規制）があればご教示願います。	<ul style="list-style-type: none">・要求水準の遵守を条件とした当浄化センター外でのテレワークは業務期間に含めます。・テレワーク業務時の条件については示しておりませんが、京都府が設置している「京都府テレワーク推進センター」のホームページの導入手順等を参考にして、技術提案書を作成してください。
<p>委任について</p> <ul style="list-style-type: none">・「様式6 取引使用印鑑届」及び「様式7 委任状」にて京都府競争入札参加資格における名義とは別の者に委任する場合、契約後の請求書等もここでの受任者名義で作成可能との認識で良いでしょうか。・また、「様式10 入札委任状」で入札対応者を別の者に委任することも可能との認識で良いでしょうか。	<ul style="list-style-type: none">・「様式7 委任状」の委任事項の(4)に記載しているとおりです。・「様式10 入札委任状」の委任事項に記載しているとおりです。